

第 188 回沖縄県都市計画審議会(令和 6 年度第 1 回)
議事概要

- 1 **開催日時** 令和 6 年 11 月 19 日(火) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 11 分
- 2 **開催場所** 沖縄県南部合同庁舎 5 階会議室
- 3 **出席委員** 池田孝之、神谷大介、伊藤早苗、謝花喜一郎、大城真依子、野口真理、
(敬称略) 山城一美(web)、村上勝彦、渡邊泰輔(代理:青木進)、中原正顕、星明彦、
山内敏雄(代理:伊集守隆)、新垣光荣、宮里洋史、赤嶺奈津江

4 議題

I 沖縄県決定案件

議案第 1 号：那覇広域都市計画公園の変更「5・5・那 5 号首里城公園」

議案第 2 号：那覇広域都市計画道路の変更「9・7・1 号沖縄都市モノレール」
那覇広域都市計画都市高速鉄道の変更「1 号沖縄都市モノレール」

II 特定行政庁（うるま市）に関する案件

議案第 1 号：特殊建築物の敷地の位置について

(位置:うるま市勝連平敷屋 2653 番 1 の一部)

5 議事の概要

沖縄県決定案件 2 件を沖縄県が資料に基づき説明を行ない、特定行政庁に関する案件 1 件をうるま市が資料に基づき説明を行った。

I 沖縄県決定案件

議案第 1 号：那覇広域都市計画公園の変更「5・5・那 5 号 首里城公園」

○事務局(沖縄県) それではこれより議案第 1 号 那覇広域都市計画公園「5・5・那 5 号 首里城公園」の都市計画変更案について説明いたします。委員の皆様には事前に御説明しておりますので、要点を絞って説明させていただきます。

お手元の参考資料 1 のインデックス①を御覧ください。スライドの 3 ページ目を御覧ください。

首里城公園は面積 17.8ha の総合公園として都市計画に定められています。区域はグレーの範囲内であり、今回赤い着色がされている中城御殿跡と松崎馬場の区域を増加する計画変更を予定しております。これに伴い面積が 0.1ha 増え、17.9ha に変更します。

スライド 4 ページからの計画の策定経緯については説明を省略させていただきます。

スライド 6 ページ、関連計画を説明いたします。

スライド 7 ページを御覧ください。こちらは首里城復興基本計画となります。今回の変更箇所に関する位置づけがございます。

スライド 8 ページ、中城御殿跡地整備基本計画においては、公園全体の回遊ルートな

どが位置づけられております。自動車で来られる方は首里杜館の駐車場や首里城周辺の民間駐車場へ止めていただき、中城御殿跡への回遊性が確保されております。

次に都市計画変更案について説明いたします。

スライド 10 ページを御覧ください。中城御殿跡の概要は説明を省略させていただきます。

スライド 11 ページ、完成イメージ図となっております。中城御殿跡の建築と左奥には上之御殿エリアがございます。

スライド 12 ページ、こちらは平面図の案となります。上之御殿側の A B 断面、中城御殿側の C D 断面は次のスライドになります。

スライド 13 ページを御覧ください。断面図の案となります。上の図の上之御殿は北側の市道から 5 m 程度高くなっております。どちらの断面図でも市道沿道で都市計画公園区域の増加変更を予定しております。

スライド 14 ページからは首里城公園と北側市道の都市計画決定の経緯となります。14 ページは省略させていただきます。

スライド 15 ページを御覧ください。昭和 35 年に中城御殿の北側で現道を南側に拡幅する計画が定められました。

スライド 16 ページ、昭和 62 年に首里城公園が都市計画決定されたとき、北側は都市計画道路の境界に合わせておりました。

スライド 17 ページ、北側道路は整備未着手でありましたところ、令和 4 年に通過交通の流入を抑制するため見直しを行い、都市計画道路区域が減少しております。

スライド 18 ページを御覧ください。今回変更では、都市計画道路の減少に伴い、現況道路の境界に合わせて都市計画公園区域の増加変更を行うこととしております。

スライド 19 ページは航空写真となります。

スライド 20 ページは北側道路の近景写真となります。右の写真は現在の区域を白い破線、変更区域を赤い線で示しております。左の図はおおむねのイメージ図となります。公園区域を広げることで沿道まで整備することができます。

スライド 21 ページは上之御殿側の写真となります。上之御殿エリアはこれまでの発掘調査で多くの地下遺構が発見されており、これらの遺構等は将来の中城御殿全体の文化財指定に向けて適切に保存活用する必要があります。区域を変更することで公園として管理することができます。

スライド 22 ページからは松崎馬場の概要を説明します。

松崎馬場は園路や広場、植栽計画がございます。植栽計画は古写真などを参考にリュウキュウマツの植えられた歴史的風致景観を再現します。右の図において緑の丸で大まかな樹木の配置を示しておりますが、既存樹木 200 本のうち 11 本ほど残して伐採し、同時に 12 本のリュウキュウマツを植栽する予定となっております。

スライド 23 ページは航空写真となります。黒い線が現在の公園区域です。整備に必要な範囲に合わせて赤線の範囲まで増加することとしております。

スライド 24 ページを御覧ください。こちらは今回の都市計画変更案の計画図となっ

ております。赤い範囲が増加する区域となります。県立芸大の駐車場の一部が公園となる計画で、芸大の承諾を得ております。

最後に今後の都市計画変更手続について説明いたします。

スライド 26 ページを御覧ください。フロー図のとおり住民説明会を開催し、原案の縦覧、那覇市への意見照会や案の縦覧を行いました。

続いてスライド 27 ページを御覧ください。縦覧を行ったところ 1 件の意見がございました。また関係市町村である那覇市からは異存はないとの回答がありました。意見の詳細についてはお手元の資料 3 にございます。また意見内容の補足として前方のスクリーンにて説明させていただきますので、配付資料 3 と併せて御覧ください。

資料 3、補足説明資料を御覧ください。案に対する意見について説明いたします。

意見書には 2 つの意見があり、1 つ目は、こちらの北側道路に関しまして、道路が狭くなる、交通事故が懸念されるという意見でございます。

次のスライド 2 ページになります。都市計画決定権者の見解としましては、イメージ図のとおり公園区域は増となっているものの、既存の道路端までとなっていることから、現状と同じ道路幅員が確保されることとなっております。また交通事故の懸念があったことについては、道路管理者である那覇市によりますと、当該道路の安全対策については必要に応じて検討してまいりたいとのことであります。今後、道路管理者のほうで地元の見を確認していくこととなります。

なお、意見を提出された方へ聞き取りを行っておりますが、市道沿道の擁壁は圧迫感があることも気にされておられました。擁壁はまだ設計中のためおおむねの配置となっております。仕上げについては事業者より当時の雰囲気をも崩さないような形を適用して、首里杜まちづくり推進協議会や中城御殿跡地整備検討委員会へ諮りながら整備を進めていく予定と伺っております。

2 つ目は、上之御殿の北側について、赤い丸の階段箇所に関しまして交通弱者が利用できるようスロープの設置が必要という意見でございます。

見解としましては、スロープ設置について事業者を確認したところ、御殿北側については地中に遺構が埋設されている可能性があることから、影響がない範囲でスロープの設置が可能かなど、中城御殿跡地整備検討委員会において議論を行っていくと聞いております。

このように事業者において事業実施段階で適切に対応していくことを確認したことから、都市計画案のとおり決定したいと考えております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 説明ありがとうございます。

それでは、この案件について御質問、御意見をいただければと思います。

○委員 案そのものではないのですが、まず確認で、今の説明いただいた 20 枚目のスライドの道路が 11 枚目のスライドの上側に位置するという理解でいいですね。

○事務局(沖縄県) そうです。20 枚目のスライドが、18 枚目、19 枚目のスライドの北側道路になっています。

○委員 11 枚目でも上側に。

○事務局（沖縄県） そうです。11 枚目の図の上のほうの道路になっています。

○委員 そうですよ。ということは、実際はここに電柱がぽんぽんぽんと並んでいるという。今は区域内しか表現していないけれども、実際はこの向こう側に電柱が立っているという状況になるということですね。

○事務局（沖縄県） そうです。区域の外に電柱が立つことになります。

○委員 これはどこで言うかがあれなので、ここで申し上げておきたいのが、多分地区全体として龍潭通りのほうは電線地中化されていますが、結局、地上部、特殊部が必要ですよ。例えばそれを今の道路のほうではなくて、この工事と一体となって公園側に入れるという話もできるはずなのです。もちろんこの計画決定の中では地中化の話をされるものではないことは認識しながら、ただこの工事をするタイミングと一緒に電線地中化、これは電線なのか通信なのか知りませんが、ここも含めて例えば公園内のほうに入れてしまうということも考えられますので、この前の新聞で、沖縄県は九州で一番無電柱化が進んでいますよと言いながら、かなり低い水準の数字なのですけれども、ぜひそこも一緒に考えていただけたらということをお願いです。以上です。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局（沖縄県） ありがとうございます。

北側の敷地の部分につきまして、今フクギ並木を配置するという計画になっているようです。御指摘のありました電線の地中化につきましては、今後景観に配慮した仕上げを検討していきたいというふうに聞いております。以上です。

○会長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問、御意見いただければ。

いかがでしょうか。

○事務局（沖縄県） 補足をよろしいでしょうか。

今の電線地中化の話ですが、北側の道路は那覇市道になるのですが、那覇市のほうでは今のところ電線類地中化の予定はないということを知っています。今写真に出ているところです。

○委員 もし間違えていたら指摘してほしいのですが、そもそも電柱とか通信柱は道路空間にしか設置できない場合に限り設置することができるかとあるのです。本来は道路占用をしてはいけないものが、特例として道路で認めていますと、法律上ではそうなっているので、今こうやって改修するということは、公園側で設置することができる。なので、本来の法解釈でいくと道路に設置すべきものではない。

そうなので道路側が地中化するのではなくて、電力会社がやるか、通信会社がやるか、公園側がやるかという費用の話はありますけど、那覇市の道路管理者が考えてないからやらないですよというのはちょっと違いますよということだけお伝えしておきます。

○会長 どうぞ、事務局。

○事務局（沖縄県） ありがとうございます。

公園の整備の主体にもこのような御意見があったことをお伝えしつつ、検討できるか

どうかも伝えていきたいと思います。

○委員 その辺いろいろ最近法律が変わったりしているので確認いただけたらと思います。

○事務局(沖縄県) ありがとうございます。

○会長 ほかに御質問、御意見はありますか。

私からいいですか。これは参考にとということで、北側のほうは大中町といいまして、大中町は歴史的に結構昔の面影を残している場所で、この地区は細街路が特別な形でつくられています。別の法律もありまして。

問題もありまして、この地区そのものをきちんとした計画で整備しようということで、那覇市は長年これに取り組んでいます。ですから、その一環として細街路の行き詰まりもあったり、幅員が狭いところがあったり、いろいろあるものですから、その改善にこの道も入ると思います。だから、すぐにできるわけではないのですが、今の問題も含めながら長期的には那覇市に取り組んでいってもらえればと思います。これは私の意見です。

ほかによろしいでしょうか。

この案件につきましては、区域の変更ということですので、それによって整備はよくなっていくことになると思いますので、原案のとおり承認するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。それでは承認したいと思います。同意することですね。

それでは、議案第2号について説明をよろしくお願いします。

議案第2号：那覇広域都市計画道路の変更「9・7・1号 沖縄都市モノレール」

那覇広域都市計画都市高速鉄道の変更「1号 沖縄都市モノレール」

○事務局(沖縄県) それでは、議案第2号 那覇広域都市計画道路「9・7・1号 沖縄都市モノレール」、那覇広域都市計画都市高速鉄道「1号 沖縄都市モノレール」の都市計画変更案について説明いたします。

本議案も要点を絞って説明させていただきます。お手元の参考資料1のインデックス②も併せて御覧ください。

初めに都市計画の概要及び背景を説明いたします。

スライド2ページを御覧ください。都市モノレール及び道路の概要を説明します。

都市モノレールとは、中量軌道系の公共交通機関となります。都市計画の対象としては、道路法上の道路に設置し、かつ右の図の緑色のインフラ部分を道路として整備する場合はインフラ補助制度の適用を受けることができます。この場合、都市モノレールは「都市高速鉄道」及び「道路(特殊街路)」として都市計画決定する必要があります。また、都市計画における道路としては機能に応じて4つの種別があり、今回は都市モノ

レール専用道であるため④特種街路として都市計画決定いたします。なお、道路と都市モノレールの区域は同じ範囲となります。

3ページを御覧ください。今回の変更箇所は古島駅となります。

続いて4ページは計画検討の経緯についてですが、説明を省略させていただきます。

5ページを御覧ください。現状の古島駅周辺の状況として、図Aにモノレール駅舎があり、国道330号古島インターの高架上に図Bの古島駅前バス停(大平向け)がございます。AとBのアクセスは階段しかなく車椅子等での移動が困難な状況となっております。

次に都市計画変更案について説明します。

スライドの7ページを御覧ください。こちらはイメージ図となります。現在設置されている階段の位置にエレベーターを、その隣に階段を設置する計画となります。

8ページ目の新旧対照平面図を御覧ください。上の現況図では、右の駅改札口からバス、タクシーベイへのアクセスは階段のみとなっております。下の計画案では、階段があった位置に新設エレベーターを設け、新設階段についてはエレベーターからバス停まで歩道の有効幅員が2m確保できるように配置する計画となります。

最初からここだけエレベーターを設置しなかった理由は不明ですが、設置箇所が狭いことも要因だったかと思われます。今回の計画案によって、沖縄都市モノレールでエレベーターの必要な箇所には全て設置されることとなります。

9ページ目は計画図となります。沖縄都市モノレールの範囲をグレーに着色しております。①エレベーターの部分は黄色で区域の減、②階段部分は赤色で区域が増の変更であることを示しております。

次に、都市計画変更に向けた手続について説明します。

スライドの11ページを御覧ください。フロー図のとおり手続を進めてまいりました。こちらは省略させていただきます。

最後に12ページになります。本案件は利害関係者が車椅子利用者及びモノレール利用者と考えられ、設計初期段階から関係者と協議を行い意見が反映されており、増減の区域が道路内であるため、住民説明会は行わず駅構内への掲示などにより周知を行いましたが、意見はございませんでした。また、関係市町村である那覇市へ意見照会を行ったところ原案に異存はないとのことでした。

以上で議案第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それではこの案件について御質問、御意見をいただければと思います。

モノレールの駅でもともとエレベーターがないのはここだけということですので、住民の要望もありましたけど、遅ればせながら急遽このようにつくりたいと、そのための区域の拡張ということになります。

これについては、特に異議、御質問はないと思いますけど、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは、これにつきましては同意するというにします。

それでは次の議案のほうにいきたいと思います。

これについては、特別な扱いということになるのでしょうか。特定行政庁許可案件ということになりますので、そのことも含めて事務局の説明をよろしくお願いします。

II 特定行政庁に関する案件

・議案第1号：特殊建築物の敷地の位置について

(位置：勝連平敷屋 2653 番 1 の一部)

〇うるま市 うるま市です。よろしくお願いいたします。

参考資料1の③をお願いいたします。特定行政庁案件の議案を説明いたします。スクリーンの調子が悪いようなので、お手元の資料で説明いたします。

表紙を御覧ください。議案名は特殊建築物の敷地の位置についてです。

敷地の位置：勝連平敷屋。特殊建築物の種類：産業廃棄物処理施設。申請の内容は建築基準法第51条ただし書き許可になります。

1枚おめくりください。次第は4点に分けております。

1点目の建築基準法第51条については、1ページを御覧ください。

都市計画区域内においては、火葬場やと畜場、汚物処理場、その他政令で定める処理施設は、都市計画において敷地の位置が決定していなければ原則建築できません。しかし、ただし書がございまして、青書きの部分です。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合はその限りではない。

今回は赤の太字で示しております「その他政令で定める処理施設」に該当しております。該当している根拠につきましては2ページをお願いいたします。

3番目の四角囲みを御覧ください。

政令の中で廃棄物処理法施行令第7号廃プラスチックと8号の2木くずの1日の処理能力が5トンを超えるため建築基準法第51条許可に該当するということになります。

3ページをお願いいたします。

都市計画では用途地域を指定しますが、指定のない用途未指定地域では様々な用途の建築が可能であり、無秩序な土地利用が懸念されます。それを防ぐために、では条例で特定用途制限地域を設定しており、計画地は別表の朱書きで囲っております集落環境保全地区に指定しております。原則当該施設の建築はできません。しかし特定用途制限地域の条例にもただし書きがございまして、建築基準法第51条の許可を受けることで特定用途制限地域でも建築が可能となります。

次第の2点目、敷地の位置について御説明いたします。4ページをお願いいたします。

の都市計画図です。計画地は勝連半島の南端に位置しています。

5ページは南端部分の勝連平敷屋区域を拡大した地図になります。

6ページは計画地付近を鳥瞰図にしたものとなっております。鳥瞰図の右上の白い線状になっているのが海中道路です。その根元から計画地に向けホワイトビーチゲートま

で県道 239 号線が整備されています。当該道路から計画地までは約 500m離れており、県道 8 号線と記述してある部分が平敷屋区の既存集落であり、計画地からはかなり距離があることが確認できると思います。

7 ページをお願いいたします。計画地周辺の土地利用状況です。

8 ページは、7 ページの航空写真になりますので、見比べていただければ分かりやすいと思います。主な施設としましては、豚舎、葬祭場、霊園、ビニールハウスなどがあり、そのほかは農地がほとんどとなっています。

9 ページをお願いいたします。敷地に対する建屋の位置を示しています。北側道路に配置し、破碎機を建屋内右側に設置する計画となっています。

10 ページは計画地の現況写真となります。

次第の 3 点目、計画施設の概要説明です。11 ページをお願いいたします。

名称等は表紙で述べましたので割愛いたします。取り扱う品目は 7 種類ですが、51 条の対象は 1 と 5 になります。処理能力は右側に示している数値となります。

12 ページをお願いいたします。廃棄物の処理につきましては、リサイクル可能廃棄物とリサイクルできない廃棄物に分ける計画となっています。

13 ページが処理工程となります。廃棄物の収集後は建屋内にて手作業による分別を行います。その後、種類ごとに破碎いたしまして搬出となるわけですが、すぐに搬出できない場合は敷地内にてコンテナやフレコンバックで保管した後、搬出となります。

14 ページをお願いいたします。主要幹線道路であります県道 239 号線から計画地へは一方通行を予定しています。1 と 6 の部分には事業者が一方通行を行う旨の看板を設置しまして、住民や農地利用者に周知を行う予定としております。

15 ページは敷地内の車両の動きを示しています。先ほど説明いたしました一時保管場所を敷地南側で確保しています。

16 ページをお願いいたします。処理後の委託先ですが、リサイクルは 4 社、廃棄物は 3 社を予定しています。

17 ページから 19 ページにかけて廃棄物委託先への経路を示しておりますので、既存集落を通過しないことが確認できます。

次第の 4 点目、都市計画上の支障についての判断です。20 ページの許可の判断基準につきましては、の建築基準法第 51 条許可取扱基準と国からの技術的助言を参考に 4 項目で判断いたしました。

次の 21 ページから説明申し上げます。1 つ目の市街化傾向のない場所に位置し、周囲に及ぼす影響の少ない場合。

平敷屋地区の既存集落は建築基準法の道路に該当しない道が多くあり、老朽化に伴う建て替えが厳しい状況です。県道が整備された後も計画地付近へ住宅地が広がっていく様子は見られず、今後も市街化が見込める状況にないと考えています。

中段の特定用途制限地域につきましては、3 ページで説明いたしましたので割愛いたします。

農地保全につきましては、計画地は農振地域内ではありますが、農用地区域外であり、

農地転用の手続も不要となっています。また土地改良事業区域からも外れています。

計画地として選定した理由は、直近人家や学校より距離があり、日常的に人が立ち寄る地域ではなく、騒音等周辺への影響を勘案し、当該地が適地であると考えています。

22 ページの左上の航空写真は市街化傾向が見られない説明資料となっています。

23 ページをお願いいたします。2つ目の廃棄物処理法に定める周辺地域の生活環境に及ぼす影響調査の結果、影響が軽微であると予想されること。

当該地域は騒音規制法の指定区域外ではありますが、生活環境影響調査を実施し、周辺への影響は軽微であると試算しています。結果につきましては、次の 24 ページから 26 ページに示しております。

また、計画進捗中に計画地より約 45m離れた場所で住宅建築が始まりましたが、距離による騒音減衰を試算すると現況騒音とほぼ同じとなっており、事業の個別説明も正しい同意書もいただいています。

地域への事業説明は平敷屋区の区民総会で行い、計画地より 50m以内の権利を有する方からは同意書もいただいています。

広域的にはホームページ等で周知し縦覧に付しております。

27 ページは、事業計画には記載はございませんが、環境保全の観点から対策について配慮が必要な内容を5点お願いしております。

28 ページをお願いいたします。3つ目の施設の設置目的が公益性の高いものであると認める場合。

沖縄県廃棄物処理計画では、これまで以上に中間処理と資源化を図り、最終処分場の延命化を図ることが課題となっています。不法投棄が危惧される地域であり、当該施設を建設することで不法投棄を抑止し、廃棄物の減量化、再利用化により循環型社会を目指す事業であり、公益性の高い施設であると考えています。

29 ページをお願いいたします。沖縄県廃棄物処理計画からの抜粋となります。中央の表を御覧ください。

左に項目、一番右に増減率の記載があります。再生利用量はマイナス 1.9%、減量化量は 2.9%と微増、それに比較して最終処分量は 13.1%の増となっています。以上のことから中間処理施設を促進することは公益性が高いと判断しております。

30 ページをお願いいたします。4つ目の廃棄物の搬入道路は主要道路から当該敷地まで道路幅員 6m以上であるものとし、通学路及び既存集落内を通過しないこと。また公道に駐車することのないように所要の駐車場を確保すること。

主要道路から計画地までの道路幅員は 6m未満がほとんどではありますが、許可取扱基準では交通安全上支障がなければ認めるとしております。安全上支障がないと判断した理由ですが、主要道路からの搬入搬出は一方通行とし、安全を確保する。農道は徐行運転を行い農道保全に努め、破損した場合は維持修繕について担当課と協議する。敷地周辺の擁壁はセットバックし、見通しのよい空間を確保する。また、道路への駐車をしなないことで交通への安全は確保できると考えています。

31 ページは計画内容について当市関係課からの意見をまとめてあります。

最後の 32 ページのまとめにつきましては読み上げたいと思います。

1. 特定用途制限地域(集落環境保全地区)に指定しているが、本計画施設は市街化傾向のない場所に位置し、周辺に及ぼす影響が少ないと考えられる。

2. 環境影響調査の結果、影響が軽微であると予測される。

3. 本計画は沖縄県廃棄物処理計画に沿っている。また関係機関からの特段の意見はなく、循環型社会実現に向けて取り組む公益性の高い施設である。

4. 廃棄物の搬入経路は道路幅員が十分とは言えないが、通学路及び既存集落内を通過しないこと、敷地に駐車スペースが十分ある計画である。

以上により、としては許可の判断基準を総合的に判断すると、都市計画上の支障はないものと考えられる。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 説明ありがとうございました。

それでは、この案件について御質問、御意見いただきたいと思います。

○委員 この許可が 51 条のただし書き条項ということで、本来建設できないところに建設するわけですから十分配慮が必要だと思っている中で、30 ページの農道の破損、維持修繕についてなんですけども、担当課と協議するといったら大変だと思うのですよ。農道というのは舗装の厚みが大体 5 cm ぐらいになっていて、トラックが頻繁に通ると多々破損が起こる状況だと思います。

そういった意味では、破損した場合に協議してやるとなると、農地があるものですかから轍がでかたりすると直ちに修繕をしなければ住民は大変困ると思っています、協議してやると時間的なロスとか責任の所在とかが出てくると思いますので、その辺はどのように考えているのかお伺いいたします。

○会長 事務局どうぞ。

○うるま市 お答えいたします。

農道は確かに表層が薄いこともありますので、轍がすぐできるということは想像が付きまします。トラックも 10 トントラックを使用する予定もございまして。

ただ施設の前提としましては、農道の通行届というものがまず出されます。その農道を使っているということがまずはっきりしますので、その後実際破損が起きた場合には当然受益者負担ということで処理していきたいと考えておりますので、市が負担することは特に考えておりません。

○委員 破損した場合に直ちに修繕するという覚書等々をしっかりとって許可をしていただきたいと思いますと思っているのですけど、そのような考えはどうでしょうか。

○会長 事務局どうぞ。

○うるま市 お答えいたします。

この辺りは管理しています担当課と十分調整して作成については検討してまいりたいと考えております。

○委員 あと 1 点、その周辺が集落環境保全区域ということで、いいところだと思っています。保全しなければいけない地域ですので、集落のために。

そして発展可能性はないと言いながら、先ほどの資料から見受けられるのですけれども、1件新しい住宅が予定されていると思います。騒音がないという中で車の往来とかで騒音等が出てきた場合、そういった方々への、後から来たから仕方ないのではないかという発想ではなくて、もしそこに住宅が立ち並んできたときに、騒音問題、交通の問題等も含めて対応できるような覚書なり、そういった対策が必要だと思っはいるのですけれども、ただし書き条項の特別な部分を扱うわけですから、うるま市のためにも、住民のためにもしっかりそういった規定は整えていたほうがいいのではないかなと思っていますけれども、どういうふうに考えているのでしょうか。

○会長 事務局どうぞ。

○うるま市 お答えいたします。

騒音の問題につきましては、先ほど説明の中でも申し上げましたけど、発生源より距離が出れば出るほど音は減衰しますので、その住宅を造る部分というのは約45m離れているのですが、そこで騒音を試算しますと、現況騒音、現在の音とさほど変わらないという結果が出ていますので、特に今のところ問題ないとは考えているのですが。

○委員 今のところではなくて将来、1件予定されている地域であるものですから、今後住宅が建てられる地域だと思うのですよ。そういったところに今後入ってきたとき、新たな申請が出てきたときに、騒音対策等対応できるような業者との何らかの取決めが必要ではないかなと思っていますのですけど、どうでしょうか。

○会長 どうぞ、事務局。

○うるま市 お答えいたします。

住宅地が立ち並んでまいりまして、実際破碎機を設置してその騒音がうるさいというふうな苦情が出ましたら、当然遮音壁とかそういうものは十分検討できると思っています。

○委員 対応できるように、その辺も担保を確保していただきたいということを述べたかったです。よろしく願いいたします。以上です。

○うるま市 はい。御意見ありがとうございます。

○会長 私も今の御意見を聞いていて思うのですが、要は事業者との対応だと思うのですね。騒音にしろ、農道の破損にしても原則は経営者負担ですから、うるま市がそれを直すとかそういうことではないので、しっかり事業者にそのことを明記して対応してもらおうと、将来も含めて。

そのためにはさっき言った覚書を交わすのが一番いいと思いますね。だから事業者とでしっかり覚書を交わして、農道の破損は当然のことで、それから騒音も含めて、それに対して対策を考えておく。

具体的には車の大型化はなるべく避ける。ところが避けると逆に台数や回数が増える。それとスピードを落とすとか、車両も改善するとか、技術でいろいろ車両も変わりますからね。

もろもろそういうことも含めた若干抽象的なものも含めて覚書を交わしたほうがいいかなと思いますが、これは意見ということでもあります。

○うるま市 はい。ありがとうございます。

○会長 ほかに御質問、御意見いかがでしょうか。

○委員 搬入車両は一方通行ということで、14 ページのほうでは先ほど①番のほうで掲示をしているということでお話しされていたようなのですが、一方通行の時間帯と、これは搬入車両だけというお話を伺っていましたので、その辺の周知を、ここは農地なので農道を利用される方々の車がそこを通られると思いますので、その辺の配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

大型車両が通る場合一方通行となると、車道の真ん中を通るのではないかなという懸念があって、一般の方にとっては一方通行ではないということをお伺いしていますので、もし一般の方の車とその車両が出会った場合、事故がないような点も配慮をお願ひしたいと思います。

実は職場の近くもそういった廃棄物処理場があって、トラックが頻繁に通っていて、意外とスピードがあるのですね。車が大きいということで、車道の真ん中近くを通ることがあるものですから、通る場合対向車と接触がないかという心配も懸念されますので、その地区は特に一般的な車があんまりなくて、農業される方の車が頻繁に通られると思いますので、その辺利用される車両への配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

○うるま市 お答えいたします。

14 ページの地図を御覧いただくと分かると思うのですが、①番から⑥番にかけて一方通行を予定していますが、それ以外にもその道路を結ぶハシゴ状の道路がございますので、対向車が来た場合にはできるだけ事業者の車両によけていただくということも周知してまいりたいと考えております。

○委員 分かりました。お願ひします。

○会長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見。

○委員 今道路関係の話がありましたが、私も事前の説明を受けたときにこの部分は重要な問題だろうと。

農道も道路交通法の適用があると理解していますので、こちらは事業者側のほうで一方通行という形にしているわけですが、交通規制上一方通行になっているわけじゃないですね。

ですから、今おっしゃった方々の御意見というのはごもっともなことだと思いますので、そこら辺のところの配慮というのは極めて重要になってくると思います。

それから 23 ページに住民への説明会の話が 2 ポツ目のほうにありまして、例えば計画地より 50m以内の権利を有する住民には同意書をいただいていると。ただ広域的には事業内容を縦覧したということですが、例えば道路上の問題ですとか、騒音の問題ですとかいろいろこの委員会の中でも意見が出ておりますが、同意書をいただいた以外の住民の方々からどのような意見があったのか、それに対してどのようにお答えになったのかということをお聞ひいただければと思います。よろしくお願ひします。

○会長 事務局どうぞ。

○うるま市 お答えいたします。

周囲には養豚場がございますので、破碎機の振動によって豚のお産とかに影響がないかという御質問、御心配がありました。それにつきましては環境影響調査の中で、資料としては 26 ページに示してあります。振動につきましても、ほぼ予測結果は軽微なものとなっておりますので、その辺は心配がないというお答えをしております。

それから農業を行っている方から、粉じん等が野菜に影響を与える心配がないかという御意見がございまして、それにつきましては特に粉じんを出すような施設でもございませぬし、ただ対策としてはきちんとミストなどを設置して対応はするので特に心配はございませぬという回答になっています。

そのほかいろいろ 11 点ほどございますが、この辺りでよろしいでしょうか。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 ありがとうございます。

今複数の委員から出た道路の話などもございましたでしょうか。

○うるま市 お答えいたします。

道路に関しては特に説明会の中では質問はございません。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

ただ、委員から出た意見も今後実際運用となると課題として出てくると思いますので、私のほうからもよろしく対応方お願いしたいと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はいかがでしょうか。

騒音、振動、それから農道の破損等を含めていろいろと御意見がありますので、皆さんの御意見で同意してもいいのですが、何らかの附帯意見をつけたらどうかと思うのですが、私から提案させていただきますと、事務局のほうで整理していただきますけど、概略は、当該地域は特定用途制限地域の集落環境保全地区が設定されています。そういうことから、周辺に対する騒音、振動への影響が出ないように、うるま市において周辺環境に配慮した対応を行うこと。これについてはうるま市が直接実施するのではなくて、事業者への指導を含めて対応していただく。

それからもう 1 つは、当該地域に搬入搬出する車両による農道等のインフラ施設への影響が出ないように、これに対しても対応するというところで、これらは事業者への指導を積極的にしていただくと同時に、できれば覚書等をしっかり交わしていただくことが望ましいのではないかと。

このような趣旨で附帯意見としてつけて同意できればと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○会長 よろしいでしょうか。

文案については今仮に言いましたけど、事務局のほうで後ほどしっかり検討していただいて、その上で私会長のほうで確認させていただきたいと思いますので、その辺も併せてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長　　そういう取扱いで同意するという形にしたいと思います。事務局、よろしく
お願いします。

○うるま市　　ありがとうございます。

○会長　　それでは、本日の案件は全てこれで済みました。ありがとうございました。

6 議事結果

沖縄県決定に関する案件2件について、原案のとおり可決。

特定行政庁に関する案件1件について、附帯意見を付して原案のとおり可決。

特定行政庁に関する案件の附帯意見
<ul style="list-style-type: none">・当該地域がうるま市特定用途制限地域の集落環境保全地区に設定されていることから、騒音・振動等により周辺環境に影響を及ぼさないよう、うるま市は事業者と覚書を締結し、指導を行う等の対応に努めること。・当該計画地に搬入出する車両により、道路利用者や農道等のインフラ施設に影響を及ぼさないよう、うるま市は事業者と覚書を締結し、指導を行う等の対応に努めること。

7 会議の公開・非公開の別 公開

令和6年12月5日

土木建築部 都市計画・モノレール課